

## 生涯学習推進協力員制度について

### 1 経緯

生涯学習推進協力員制度が形骸化していることを受け、令和4年度から令和5年度にかけて生涯学習推進協議会の意見を踏まえ、生涯学習推進協力員の見直しを行った。

	令和6年度～（見直し後）	～令和5年度（見直し前）
活動内容	まちづくり協議会（区・自治会）内で、生涯学習事業に係る企画・運営・情報提供等を行う。	①市民の学習意欲の喚起（講座、催しの情報提供） ②個人、グループ、団体等の学習活動の支援（講師の紹介） ③学習情報の収集及び提供並びに学習相談応対（学習情報の提供及び相談） ④その他（地域と学校が連携するパイプ役、地域活動の参加・協力）
市の役割	①生涯学習情報の提供 ②協力員の活動に対する支援（京都府等が実施する研修会の案内） ③協力員制度についての情報提供及び周知（ホームページでの広報等）	①情報提供、相談等（生涯学習人材バンクの登録情報提供） ②協力員相互の交流及び連携機会の設置（研修会実施） ③その他（保育協力者派遣、子どもの居場所づくり補助金）

### 2 生涯学習推進協力員の役割

おおよそ小学校区の地域で生涯学習活動を中心になって担っている方を把握し、市が情報提供や交流会を行うことで、地域の生涯学習活動を活性化させる。

### 3 今年度の実施計画

- ① 生涯学習情報の提供（京都府等からの生涯学習情報の提供）
- ② 協力員の活動に対する支援
  - ア 京都府等が実施する研修会の案内
  - イ 地域の生涯学習活動をテーマとした研修会・交流会
- ③ 協力員制度についての情報提供及び周知
  - 協力員の活動や研修会の様子をホームページで公開し、協力員制度を周知します。